

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ①第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

### ②評価調査者研修修了番号

S2021082・SK2021221・S2021083

### ③施設の情報

名称：天心寮	種別：児童養護施設	
代表者氏名：山本兼士	定員（利用人数）：暫定 33(22)名	
所在地：赤磐市町苅田 25		
TEL：086-957-2010	ホームページ：https://tenshinryo.jp	
【施設の概要】		
開設年月日：1946年1月10日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人鳥取上小児福祉協会		
職員数	常勤職員：23名	非常勤職員：1名
有資格 職員数	保育士：10名	公認心理師：2名
	社会福祉士：3名	管理栄養士：2名
	精神保健福祉士：1名	調理師：1名
	臨床心理士：2名	医師(非常勤嘱託)：1名
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	1人部屋1室、2人部屋8室、3人部屋2室、6人部屋1室 ※各部屋を1~3人で利用	保育室、児童居室、静養室、食堂、多目的室、浴室、便所、医務室、調理師室、事務室、倉庫、休憩室、住み込み室

### ④理念・基本方針

#### <理念>

健康・知能・社会生活の何れにおいても豊かで、調和的に発達し、自立した社会人として、自律性と協調性を備えた人間性豊かな人に育てる。

#### <基本方針(養護の方針)>

- ・児童の人格を尊重し、未知の可能性を確信しつつ個性の伸張と能力の開発をはかる。
- ・愛と規律を根幹として、社会の健全な一員となるため自ら努力する児童の育成につとめる。
- ・将来「自立と自己表現」を成し遂げるため子ども時代に「生きる力」を身につける。

## ⑤施設の特徴的な取組

天心寮は、JR岡山駅から自動車で40分ほどのところ、図書館や小中学校、ショッピングも身近にあり、また、田園や里山、小川などの豊かな自然環境がある地域にあります。赤磐市立石相小学校まで徒歩5分、同赤坂中学校まで約1.5kmです。

天心寮は、大舎制(定員20人以上)の施設ですが、児童一人ひとりに寄り添う養育に努めています。

生活指導の目標は、①素直な人間を育成する、②考え深い人間を育成する、③頑張り強い人間を育成する、としており、職員は、児童の未見の可能性を信じて日々、子ども達とかかわっています。

なお、2024(令和6)年2月末に分園型小規模グループケアの拠点設備が完成の予定です。

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(和暦)	2023年10月1日(契約日) ~ 2024年3月15日(評価結果確定日)
前回の受審時期 (評価結果確定年度・和暦)	2020年度・令和2年度

## ⑦総評

◇特に評価の高い点

### 評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

自己評価は、「社会的養護施設第三者評価」の評価項目に則り実施され、集計・共有がなされています。加えて、後述の通り、全国児童養護施設協議会「児童養護施設における人権擁護チェックリスト」(年1回)の実施と該当協会への提出、性的虐待防止のための点検事項を加えたチェックリスト(年4回)を各職員が行い、自身の養育・支援の評価を行っています。

### 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

受審施設は他の社会的養護施設と比較してより多くの専門職の体制が整備されています。加えて、今回の評価の際には社会福祉士取得職員2名が在職中に精神保健福祉士あるいは保育士資格を取得するとともに、心理担当職員2名は新たに公認心理師資格を取得しました。また、期待する職員像に加え、受審施設では「職員研修方針」を掲げ、研修方針はもちろんのこと、研修の区分、外部研修の定義、勤続年数に応じた職員区分が明確化され、キャリアパスが明示されています。

### 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

「子どもを尊重する」という基本姿勢が明示されており、イラストを使い、目に届く場所に掲示をし、子ども自身が理解することが出来るよう工夫がされています。また、丁寧なアセスメントとモニタリングがされており、子どもの変化や今後の支援に生かす

ことが出来る記録になっています。加えて、社会資源の活用に努め、地域との繋がり、公的機関との協力関係が子どもへの成長へと繋がるように取り組まれています。

#### **A 内容評価基準**

職員は「子どもの最善の利益」のための支援を心掛け、自己評価を毎年定期的にし、自分の支援方法や受審施設の良い所、気になるところ、現在の課題や職員等の気になる支援などを明らかにされています。具体的な目標を立て、一年後には振り返りをされています。施設内外の研修に参加され研鑽もされています。

◇改善を求められる点

#### **評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織**

2024(令和6)年度に開始予定の分園型小規模グループケア事業以降の具体的な中・長期計画は策定されていません。岡山県が掲げる「岡山県社会的養育推進計画」(2020年度～2029年度)は、2024年度、点検と見直しの時期と伺っています。これを機に、前回の評価で指摘した運営会議を再開し、まずは基幹的職員で今後の方向性について話し合うなど検討してみたいかがでしょうか。

#### **評価対象Ⅱ 施設の運営管理**

組織として「目標管理制度」が実施されているものの、目標管理に基づく中間面接やフィードバックは不十分であり、今後の改善が求められます。

既存のボランティアの充実をさらに深め、学生ボランティアの導入など、子どもたちが心と体を使い、経験が深められることを検討してみるのはいかがでしょうか。

#### **評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施**

個人スペースの確保がなされていない所もみられます。そこで、2024(令和6)年から開始される分園型小規模グループケア事業の取り組みが始まりますので、これを機にプライバシー保護の充実を望みます。また、ヒヤリハット報告書と事故報告書を分け、記録に残されるよう望みます。

#### **A 内容評価基準**

通院や服薬の必要な子どもの数が7割強おり、虐待等の成育歴からくる特別な配慮の必要な子どももいます。その子どもたちには、部屋ではなく心理室等の日常生活から離れた、安心安全と思える場所を確保して適応行動を学べる環境や機会を確保されてはいかがでしょうか。また、「特に評価の高い点」であげているように、研修を受け、自己評価を実施することで明らかにされた課題等(自他の子どもへの支援方法、大舎制、施設建物の老朽化など)に問題意識を持って向き合い、子どもにとってより良い支援方法はと職員は模索されています。次年度からは分園型小規模グループケア事業も始まります。そのための研修も受け準備もされています。全職員が話し合いをしながら、自信をもってよりよい支援に取り組まれて行くと信じております。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

令和6年度から分園型小規模グループケアの取組を始める前に、丁寧に第三者評価を実施していただきありがとうございました。高評価も頂戴しましたが、今後、取組を強化すべき点や改善が必要な点も多くご指摘いただきました。いずれも組織的な対応が求められるものであり、タイミングを大切にしながら漸進していきたいと思っております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ <b>Ⓐ</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念、基本方針(養育の方針)は、岡山県が掲げる「岡山県社会的養育推進計画」(2020年度～2029年度)*に示された社会的養護の共通認識としての「児童が権利の主体であること」、支援、養育は「子どもの最善の利益を目指して行われること」、「子どもが社会に出てからも自立した生活が出来るよう「生きる力」を身につけること」が含まれ、それらを中心に実践されています。理念、基本方針(養育の方針)は、事務室に掲示されているとともに、事業契約やパンフレット、ホームページのトップページに明示し、施設長は職員会議での発言や行動を通して職員に伝えています。今後は、職員への今以上の理解の促しと分園型小規模グループケアの拠点設備をきっかけに、職員同士で内容について検討されることを望みます。</p> <p>*岡山県「岡山県社会的養育推進計画」(<a href="http://www.pref.okayama.jp/page/637266.html">http://www.pref.okayama.jp/page/637266.html</a>)</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<b>Ⓐ</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>社会的養護をとりまく環境に配慮し、2018(平成30)年度よりショートステイ事業を開始するとともに、2024(令和6)年度より分園型小規模グループケア事業を開始予定です。また、副施設長は後述する「赤磐市社会福祉法人連絡会」の地域づくり部会部会長や「障害者自立支援協議会」に会長を担っており、社会的養護をとりまく環境を的確に把握・分析されています。受審施設の支援方針や社会の動きについては、月1回の職員会議で共有されています。</p>		

③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目②で述べたショートステイ事業は、新型コロナウイルスのまん延を境に利用者数が減少しています。また、前回評価した断続勤務への俸給改善が要因の1つとなり、収支状況が厳しくなっています。評価項目4、5でも触れますが、受審施設として分園型小規模グループケア事業以外で今後何ができるのか、職員全員で検討する機会を設けてはいかがでしょうか。</p>		

### I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・ <b>④</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>2024(令和6)年度に開始予定の分園型小規模グループケア事業以降の具体的な中・長期計画は策定されていません。施設長、副施設長には、それぞれ思いや方向性があるようですが、また、後述する職員アンケートで日常業務や施設全体に対する提案などを募り回答を得ていますが、形になっていません。岡山県が掲げる「岡山県社会的養育推進計画」(2020年度～2029年度)は、2024年度、点検と見直しの時期と伺っています。これを機に、前回の評価で指摘した運営会議を再開し、まずは基幹的職員で今後の方向性について話し合うなど検討してみたいはいかがでしょうか。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・ <b>⑤</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中・長期計画が策定されていないため、それを踏まえた単年度計画にはなっていません。単年度計画(事業計画)は、児童処遇全般に関すること(生活や学習、余暇の各指導、健康管理や安全管理、職員処遇、施設整備、第2種社会福祉事業や公益事業などに分類・整理され、明示されています。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目⑤で述べたように策定された単年度計画(事業計画)は、職員会議で共有されるとともにその内容について、毎年意見を聴取しています。単年度計画の共有や配布については、職員ヒアリングにおいてその旨確認できました。但し、受審施設の運営や経営に関しては十分な参画が得られていない状況でした。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・ <b>⑦</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

意見箱を用いた子どもへのアンケートなどを活用し、単年度計画(事業計画)にそれらの意見を反映しようとしています。但し、単年度計画(事業計画)自体の説明はされていないとのことで、子ども向けの分かりやすい資料の作成も含め、説明機会を設けることが求められます。各行事については、事前に説明され、実施されています。

#### I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>組織図と職務分掌表が整備され、これらに基づき支援が行われています。受審施設としての意思決定は職員会議(月1回開催)や給食会議(月1回)であり、養育・支援の検討については、ケース会議(月1回)や勉強会(施設内研修会、月1回)で行われています。但し、上述の各会議の機能や役割を示した規程がありません。まずは組織図に加筆する形で、それぞれの役割を示すとともに、後述するリスクマネジメントや安全管理・対策に関する検討部会の整理もあわせて望みます。自己評価は、「社会的養護施設第三者評価」の評価項目に則り実施され、集計・共有がなされています。加えて、後述の通り、全国児童養護施設協議会「児童養護施設における人権擁護チェックリスト」(年1回)の実施と該当協会への提出、性的虐待防止のための点検事項を加えたチェックリスト(年4回)を各職員が行い、自身の養育・支援の評価を行っています。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>前回の評価結果を踏まえ、新型コロナウイルスのまん延をきっかけに各部屋に空気清浄機の常設や、ヒヤリハット報告書が提出されるようになるなど、一部で改善が見られます。但し、計画的な改善にはなっていません。引き続き、今回の評価結果を踏まえ、改善策を再度検討されることを望みます。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、職務分掌表、職員会議や日常の支援の場面において、受審施設の理念や基本方針(養護の方針)、助け合いとチームワークという「期待する職員像」を明示し</p>		

たり発言したりしていることは、資料や職員のヒアリングで確認しています。施設長の職務代行権についても、副施設長がその任を担うことが確認出来ました。但し、施設長の思いや方向性が見えないことによる不安を表明する職員も見られました。2024(令和6)年度より開始となる分園型小規模グループケア事業をはじめ益々複雑化する社会的養護に関連する業務について、施設長として具体的な方向性を職員にお示しすることを望みます。

11

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a・b・c

<コメント>

施設長は、長年法人の理事長、施設長として職員とともに受審施設を支えています。また、特別配慮が必要な子どもの送迎や宿直に頻回に入るなど、現場を大切にしています。一方、施設の運営管理の視点で見ると、直近では「令和5年度社会的養護を担う児童養護施設長研修会」(2023年12月15日-16日)に参加しているものの、それ以外の研修への参加については記録で確認することが出来ませんでした。職員へのヒアリングでは、特別配慮が必要な子どもへの支援に関する研修を中心に参加されていると伺いましたが、前述の中・長期計画の策定・明示と合わせ、施設長としての動きや活動を他の職員にも明確になさるよう努力されることを希望します。

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12

II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。

a・b・c

<コメント>

施設長は、日頃の養育・支援の際や職員会議において、養育や支援方法について細かい部分にも言及されていることが記録や職員のヒアリングで確認できました。また、「職員アンケート」を毎年12月頃実施し、相談できる相手の有無、面接希望の有無などに加え、日常業務に関する意見・要望など(自己の業務を中心として)や施設全体の取組への意見要約など、来年度に向けての抱負・提案などを聴取しています。一方、分園型小規模グループケア事業をはじめ今後受審施設として地域の子育て支援に対しどのように対応するのか明示が不十分となっています。今後、施設長として進むべき方向性を具体的に示されることを希望します。

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a・b・c

<コメント>

前回の評価の際指摘した断続勤務職員\*に対する俸給改善を継続しています。一方、時代の流れによる断続勤務職員の減少で日中勤務職員の負担増加や前述の分園型小規模グループケア事業の開始に伴う勤務態勢の見直しについて、施設長としてリーダーシップを取るとともに、そのためには前回の評価で指摘し評価項目4で述べた各分野の主任クラスが参集した運営会議の開催を望みます。

\*断続勤務とは、労働時間を配慮した上で子どもと生活を共にしながら支援を行う勤務形態のことを言います。

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2- (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2- (1) —① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>前回の評価の際にも指摘したとおり、受審施設は他の社会的養護施設と比較してより多くの専門職の体制が整備されています。加えて、今回の評価の際には社会福祉士取得職員が精神保健福祉士や保育士資格を取得するとともに、心理担当職員は新たに公認心理師資格を取得しています。但し、受審施設は人材不足が叫ばれている中人員配置が満たされているものの、特別配慮が必要となる子どもや医療的支援が必要な子どもが増加しており、フリー職員の配置の必要性も念頭にあるようですが実現されていません。今後の課題となっています。</p>		
15	II-2- (1) —② 総合的な人事管理が行われている。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員アンケートを毎年12月に実施し、日常業務に関する要望や施設全体の取り組みへの意見・要望、来年度に向けての抱負・提案や相談できる相手について確認する機会を設けています。あわせて、施設長への面接希望や退職の意向についても確認しています。今後は、出された意見などに対するフィードバックが求められます。</p>		
II-2- (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2- (2) —① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年次有給休暇の取得状況は、2022(令和4)年度で取得日数は約10日、2023(令和5)年度(2024年1月27日時点)で約7日前後となっており、2023年の全国平均(厚生労働省の調査*)よりも低い値となっています。一方、育児休業については1名の実績があり、仕事復帰については配慮がなされています。受審施設では、規程により短時間勤務の配慮を子が小学校を卒業するまでとし、子育てについて柔軟に対応できるようにしています。なお、メンタルヘルスに対応する取組については、所属の心理担当職員(臨床心理士・公認心理師)が対応できるよう配慮されています。</p> <p>*厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」(<a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/23/dl/gaikyou.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/23/dl/gaikyou.pdf</a>)によると、労働者1人取得日数は10.9日、労働者1人平均取得率62.1%となっている。</p>		
II-2- (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2- (3) —① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>受審施設では、期待する職員像を「助け合い・チームワーク」とし、「取り組み目標」、「目標達成のための進め方」、「中間自己評価」、「最終自己評価」を設けた目標管理シートを設定し、組織として「目標管理制度」が実施されています。加えて、評価項目 8 で述べたように、全国児童養護施設協議会「児童養護施設における人権擁護チェックリスト」（同協議会に提出、年 1 回）、「人権擁護・人権侵害の防止のための点検事項」と「性的虐待防止のための点検事項」のチェックリスト（年 4 回）に基づき、各職員で確認が行われています。但し、目標管理に基づく中間面接やフィードバックは不十分であり、今後の改善が求められます。</p>		
18	<p>Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目 17 で述べた期待する職員像に加え、受審施設では「職員研修方針」を掲げ、研修方針はもちろんのこと、研修の区分、外部研修の定義、勤続年数に応じた職員区分が明確化され、キャリアパスが明示されています。2022 年度は外部研修に 18 回派遣されるとともに内部研修が 4 回開催されています。</p>		
19	<p>Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目 17 で述べた期待する職員像に加え、受審施設では「職員研修方針」を掲げ、その中で研修の区分として「自主研修」が規定され、研修の受講にあたっては経費や勤務時間の配慮がなされることが明示されています。また、新人職員に対しては就業規則や給与規定、閲覧場所等が開設された「業務ガイドライン」をもとに研修が実施されています。</p>		
<p>Ⅱ－２－（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>2023 年度は保育実習 19 名、社会福祉士実習 1 名、心理系実習 3 名、2022 年度は保育実習 22 名、社会福祉士実習 1 名、心理系実習 2 名と社会的要請に応え幅広く実習を受け入れています。これも、評価項目 14 で指摘した幅広い専門職人材の配置があるからと考えます。但し、実習生の受け入れマニュアルは確認できませんでした、今後はこれらの整備が求められます。</p>		

### Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ－３－（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページは、緑を基調とした明るい雰囲気デザインのデザインで、見やすい構成となっ</p>		

ています。情報公開のページでは、定款はもちろんのこと事業計画や事業報告などは定期的に公開されていますが、施設長の挨拶を含めた地域への発信は不十分です。SNSの活用も含め、今後検討されることを希望します。

22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>  
 内部監査はもちろんのこと、外部監査として公認会計士に年3~4回業務や会計に関する相談、予算・決算の確認をしてもらっています。加えて、社会保険労務士や弁護士を顧問に迎え、適正な経営・運営のための措置を講じています。

## Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
--	--	---------

Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23	Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
----	--------------------------------------	-------

<コメント>  
 地域の祭りや公民館事業に積極的に参加できる体制が取れています。また、学校の友人が遊びに来ることが出来るような場も設けられています。通院等、子どもたちのニーズに応じて、社会資源の活用が来ています。買い物については、すべての子どもたちが出かけられるような機会を望みます。

24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>  
 件数は少ないものの、手芸教室や読み聞かせ、夜の学習時間など子どもたちに必要なボランティアの受け入れを行い、実施されています。ボランティアに関する、実施内容・評価・反省などが記載をされています。

Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>  
 社会資源はリスト化されています。学校や医療機関、児童相談所など関係機関との連携が図られており、その内容は育成記録に記録されています。消火訓練では、消防署の協力を得て、実施されています。

Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
----	---------------------------------------	-------

<コメント>  
 赤磐市社会福祉法人連絡協議会、赤磐市自立支援協議会に副寮長が参加されており、地域課題の把握がなされています。また、実施には至っていませんが、子育て相談を受けられるような体制づくりについても、学校・行政に働きかけを行っています。

27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>赤磐市社会福祉法人連絡協議会でのフードドライブ、赤磐市自立支援協議会での進学機会を確保するための動画作成や福祉就労支援に協力されています。また、2018(平成30)年度より瀬戸内市と契約を行い、子育て短期支援事業を実施されています。また、地域の災害拠点についても検討をされています。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	<b>①</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページやパンフレットに子どもを尊重した養育・支援の実施について基本姿勢が明示されています。また、「業務ガイドライン」により規定され、職員会議、ケース会などで子どもを尊重した支援方法について協議されています。年に2回、チェックリストにより、児童の権利に関する意識向上が図られています。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・ <b>②</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個人情報の適切な取り扱いに関する基本方針、取り扱い指針が規定されており、共有されています。子どもたちにも、ドアをノックして入るなど分かりやすく掲示されており、共通認識を図っています。居室は一人部屋にするなど子どもの特性に合わせて部屋割りをされている場合もありますが、相部屋になっている居室もみられ、個人スペースの確保がなされていない所もみられます。2024(令和6)年から分園型小規模グループケア事業の取り組みが始まりますので、プライバシー保護の充実を望みます。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	<b>①</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページやパンフレット、受審施設内の掲示などにイラスト、写真など分かりやすくなるように工夫がされています。また、見学の希望に対応されています。入所時には、児童相談所と連携しながら、個別に丁寧な説明が行われています。また、子ども・保護者への説明方法についてはケース会議などを通じて協議されています。</p>		

31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日課表ではイラストを用いて、子どもたちにわかりやすい説明を心がけています。保護者にもお便りなどを通じて、学校の様子や受審施設の様子をお知らせしています。保護者からの連絡の返事がないケースもみられますが、そのことも含め、児童相談所とも連携を図りながら、支援を行っています。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>措置変更や家庭引き取り等は児童相談所と連携を図り、支援の継続性を高めるために担当者が中心となり支援することが出来ています。また、退所児童等支援事業連絡会で開催される研修にも参加され、理解を深める努力が行われています。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食事や行事など、アンケートや聞き取りによって、意見を取り上げられる工夫がされています。また、行事が開催された際、次の取り組みに生かされるよう、職員会議において協議がされています。日々の生活の場面でも子どもと職員が一体となり、生活目標を立てることが出来ています。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>意見箱の設置がされており、4人の担当職員が対応されています。改善点については職員会議で共有を図っており、記録に残されています。苦情解決の方法についても、仕組み作りが行われています。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食事や行事のアンケート、日々の子どもたちのつぶやきなどを子どもの意見として取り入れることが出来ています。また、心理担当職員(臨床心理士・公認心理師)による面接でも相談や意見を聞き、受審施設全体で取り組みを行い、記録としてまとめられています。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>複数の担当で子どもに対応しているため、職員同士で協力・対応が出来ており、ケース会議でも共有し、組織としての支援方法が協議されています。評価項目 34 で</p>		

述べたとおり、意見箱の設置もされており、すべての子どもの相談や意見が受審施設全体で協議されています。		
Ⅲ—1—（5）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—（5）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉓・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>災害対策、感染対策等がマニュアル化されており、リスクマネジメントの体制が出来ています。ヒヤリハット報告書の内容では、事故報告書として記録が望ましい記録もあり、記録を分けられるのを検討してみたいかでしょうか。報告書の内容では、子どもの育成記録の中にも記録されており、ケース会議でも検討されています。</p>		
38	Ⅲ—1—（5）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染予防、食中毒予防のマニュアルが作成されています。検温、手洗い、うがい、消毒を子どもと共に受審施設全体で取り組みが行われています。また、除菌シートを使い、テーブルの消毒が行われています。感染した場合は、部屋食を取り入れるなど、感染予防に努められています。</p>		
39	Ⅲ—1—（5）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年に10回程度、避難訓練、消火訓練、震災対応訓練が実施されています。また、赤磐市消防と協働し訓練が行われています。災害時の食料や備品も備蓄がなされています。子ども、職員の安否確認方法も規定されています。</p>		

### Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—（1）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—（1）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「天心寮指導関係職員の業務ガイドライン」があり、標準的な実施方法について、細かく文書化されています。子どもの日課と共に、施設の役割、職員の心構えも記載されています。個別対応が必要なケースにおいてはその場に応じた対応を工夫され、よりよい支援を目指されています。</p>		
41	Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な実施方法について見直しをする規程はありませんが、ケース会議を通して見直しがされており、記録に残されています。また、自立支援計画にも職員や子ども等からの意見が反映されています。</p>		

Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アセスメントは、子どもからの聞き取り、保護者の聞き取り、児童相談所、学校等所属機関の意向も取り入れながら、支援計画が立てられています。また、計画には個別のニーズが反映されるように計画が立てられています。ケース会議により、担当職員、個別対応職員、心理担当職員、家庭支援専門相談員など合議で決定がなされており、児童相談所とも共有されています。</p>		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目 42 で指摘した内容と同様で、定期的な見直し・評価が行われており、支援計画の具体的な変更が行われています。見直した計画についても、ケース会議を通じて受審施設全体で共有がなされています。</p>		
Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>記録様式はシステムが導入されており、パソコン入力により、情報の共有化を図れています。記録には、支援目標だけでなく、子どもの強みについても記載がなされています。</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>記録については、鍵のかかるロッカーに保管が出来ており、施設長が責任者となっています。個人情報保護委員会から公表されたガイドラインに準拠し、また、研修会を職員会議で実施されています。情報開示については、職員が子ども自身に話しても良いかと尋ねてから行うことが出来ています。</p>		

## 内容評価基準（24 項目）

### A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目 8、9 で述べているように、職員は定期的に人権擁護、特に「性的虐待」</p>		

<p>防止のための点検事項項目が入っている評価で、職員の子どもたちへの支援の評価を実施し、一年後には自身の養育・支援の評価を行っています。受審施設内には意見箱が置かれ、子どもの意見を取り入れています。受審施設内外の対面やオンライン研修に参加し、子どもの最善の利益に向けた養育になるよう取り組んでいます。あわせて、今後は受審施設内で研修を踏まえた職員による勉強会等を実施されてはいかがでしょうか。</p>		
<p>A—1—(2) 権利について理解を促す取組</p>		
A②	<p>A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p>	<p>a・<b>㉔</b>・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員会議等で「子どもの権利擁護」への取り組みについて話され、子ども一人ひとりに「子どもの権利ノート」を渡しています。但し、子ども全員に理解されるような働きかけは十分とはいえないようです。子どもの年齢や状況に応じた教材(紙芝居や絵本等子供向けの教材を用いて)等を用いて受審施設全体で取り組まれてはいかがでしょうか。</p>		
<p>A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組</p>		
A③	<p>A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。</p>	<p><b>㉓</b>・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所からの情報で、子どもの生き立ちについての記録等が詳細に把握されており、担当の児童指導員が慎重に子どもと一緒に生き立ちを振り返っています。生活場面で子どもの支援を行いながら、子どもの様子の変化に職員全体で見守っています。</p>		
<p>A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等</p>		
A④	<p>A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p><b>㉓</b>・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>不適切なかかわりに対してのガイドラインやそれに対する処遇等が明記された書類が全職員に配布されています。気になる対応があった場合には、必要に応じケース会議、職員会議で対応しています。子どもとの会話や態度、意見箱や心理担当職員(臨床心理士・公認心理師)との日常生活での関り等からも早期に発見するように努めています。大舎制で比較的多くの職員の目につきやすく早期に発見できています。</p>		
<p>A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑤	<p>A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p><b>㉓</b>・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所の際に必要な服や用具等を用意するなど、子ども自身のペースに合わせ不安に感じない生活がおくれるように、担当職員や心理担当職員(臨床心理士・公認心理師)で取り組みがされています。児童相談所等の各関係機関と連携し子どもの状況の把握に努め、大舎制で比較的多くの職員で関わり重層的支援が来ています。</p>		

A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所と連絡をとりながら、退所後の生活を成り立たせるようにボランティアとの交流や、社会生活を送るための研修などの支援をしています。高校卒業後専門学校に進学する子どもに、一人暮らしの練習をしながら施設から通学し自信をもてるような支援をはじめます。また、退所しても生活力に不安がある子どもには18歳を超えても受審施設で生活し、生活習慣を身に着けることができるような支援がなされています。</p>		

## A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・ <b>⑦</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は研修で子どもの特性や関わり方等を学んでおり、丁寧に子どもに接し行動や言動の動機を考え受け止めるように努めています。詳細に記述もされ職員で共有できています。但し、特別な配慮が必要な子どもが多く、受け止めきれない事があるように見受けられます。職員の勤務体系等で工夫をされてはいかがでしょうか。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	<b>⑧</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学校生活や余暇、食事など色々な場面で意見箱や日常生活から得る子どもの要望や希望を取り入れながら支援しています。各シーズンにバス旅行や年1回1泊旅行を行い、宿や他施設でのマナーを知る機会を設けています。ウサギを2匹受診施設の庭で飼っており、子どもの成長や発達に良い影響を与えています。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	<b>⑨</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちは毎月の目標をたて、職員は実行できるように支援しています。週1回の児童集会で実行できるように、職員と話し合いをしています。目標を実施することが難しい子どももいますが、粘り強く子どもが自分で考えて行動できるように支援しています。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	<b>⑩</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの発達に応じて自発心や独立心を獲得できるような取り組み、休日は園庭で職員や他の子どもとの遊び、受審施設内の決められた場所でゲームや読書、ボランテ</p>		

<p>ィアによる手芸やお絵かきなど、子どもの好きな事に取り組んでいます。園庭の遊具は副施設長が定期的に点検しており安全に使用できます。受審施設内の不具合等も早めに見つけて対応しています。但し、受審施設内での遊びが主になっています。コロナ禍もありましたが、受審施設外の友人と遊ぶような取り組みを考えられてはいかがでしょうか。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの日課と職員の動きが概略で決められており、食事・睡眠・排泄・清潔・着脱衣等の基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、また、社会生活を送るために必要な態度・マナー・常識等の社会的技術を習得できるように、子どもと職員が一緒に取り組んでいます。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティアから新鮮な野菜や米、肉、お菓子等の食材の寄付があり、それらを活用し子どもの好きなメニューに食べやすく工夫されておいしい食事が提供されています。誕生日には、その子どものリクエストメニューが出され楽しみにしています。食物アレルギーのある子どもや罹患した子どもには適切な対応がとられます。座卓にきちんと座り、子どもや職員と一緒に、前を向いて黙食して、落ち着いた雰囲気です。但し、コロナ感染予防との兼ね合いもあると思いますが、今後はもう少し楽しい雰囲気です。食事ができるよう工夫されてはいかがでしょうか。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>洗濯・着替え・衣類の管理等は年齢やその子どもの適性に合った方法で自立できるように支援しています。衣類は買い物に行ける子どもには同行し、個別に購入しています。子どもの年齢や特性等で無理がある子どもには好みに合うような衣服を職員が用意し選べるようにしています。今後は買い物に行けない子どもも年齢に合わせて自分で服を選べるように、ネットや通販などを利用してはいかがでしょうか。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整備され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>建物は築年数が経過し古いのですが、清掃は行き届いていますし、居室は1人から2人と広くゆったりと使えています。各部屋に空気清浄機が常設されトイレも洋式に</p>		

変わりました。但し、受審施設も居室も少し殺風景に感じます。子どもの作品や好きなグッズ等があった方がより安心を感じる場所となります。安全への配慮もあるかと思いますが、一考されてはいかがでしょうか。

A—2—（5）健康と安全

A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

入居の子どもたちの7割強が定期的に通院しており、職員が付き添っています。医療機関と連携し適時医師と相談しています。その結果は、「通院ノート」に記載され職員間で共有しています。薬も鍵のかかる引き出しで一人ひとり袋に入れて管理し、誤飲や飲み忘れを防ぐ仕組みがあります。但し、通院や薬の管理も必要な子どもが多いので看護師等の医療職の配置があればよりきめ細かい配慮ができ、他職員の負担が軽減されるのではないのでしょうか。

A—2—（6）性に関する教育

A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

性に関する問題等が起きた場合には、職員会議等で取り上げて支援のあり方、処遇等の検討が行われ、記録され考察されています。性加害行動の見られる子どもには心理担当職員（臨床心理士・公認心理師）が心理的支援を継続して実施しています。性教育も実施していますが、子どもの成育歴を考え、年齢別に紙芝居や絵本などを使って継続的に正しい知識について伝えられてはいかがでしょうか。

A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応

A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

子どもには、その多くが家庭での不適切な対応や虐待による養育から強い不満や不安などがあります。職員は子どもの立場になって、その行動の背景も考え、暴力や暴言、不適応行動をできるだけ受け止め、共感できるようにしています。そのために子どもの特性等を研修等で理解し、必要に応じた対応ができるようにしています。

A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

子ども間のトラブルについて職員会議等で情報共有し、職員が共通した対応ができるようにしています。その対応策として、受審施設内で子どもが一緒にいる場所や時間をずらすなど距離をとっています。長期にわたる場合は解決に向けた計画的な個別支援や発生、再発防止の視点から、子どもの権利条約など自他を大切にすの勉強やワークなどに取り組むことが求められます。

A—2—（8）心理的ケア		
A⑱	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>精神的に不安定な子どもや発達に課題のある子どもに心理担当職員（臨床心理士・公認心理師）が定期的に心理面談をしています。但し、日常支援の中で行われているため、落ち着いて心理ケアができにくいようです。生活場面とは別の部屋で心理的ケアを受ける方が、子どもが精神的に安定してケアができるのではないのでしょうか。</p>		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの下校後や休日に学年や年齢によって、学習時間や学習スペースを確保しています。学習ボランティアや学習塾を活用し、その子どもに応じたやり方で根気強く教えており、学習習慣が身についてきています。児童相談所や学校とも連絡を密にして進路や進学支援を行っています。</p>		
A㉑	A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>進学を決めるにあたり、子どもの意見や希望を聞きながら、保護者、学校、児童相談所と連絡を取りながら通学方法、住居など多方面の情報提供し進路を決めていきます。</p>		
A㉒	A—2—（9）—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>高校生は、本人の希望でアルバイトをすることが可能です。学校の職場体験や受審施設から小学生等の職業体験イベントなどに参加し、様々な仕事を体験する機会を設けています。受審施設でその子どもが自立に向けてどんな力が必要か、支援が必要かなどを考えるきっかけになっています。</p>		
A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者との連絡は、家庭支援専門相談員を中心に、学校・受審施設の行事への参加の呼びかけや学校、受審施設での様子などを伝えています。また、連絡が取れない、取りづらい保護者には、児童相談所と連携し児童相談所から連絡を取っています。保護者とは面会、外出、一時帰宅と子どもの様子の聞き取りなどを通じて相談にのりながら、段階を踏んで、家族と子どもとの関係づくりに取り組んでいます。</p>		
A—2—（11）親子関係の再構築支援		

A⑭	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>支援の難しい家庭もあり、児童相談所や学校などと連携をとりながら、家庭支援専門相談員、主任児童指導員、担当職員を中心に評価項目 A⑬でも述べたような面会から長期外泊など、段階的に親子関係の再構築が実現するような支援に取り組んでいます。職員会議等で家族の状況について報告されて、全職員で取り組んでいます。</p>		